

大正・昭和時代の社会と政治の推移

一 大正デモクラシーと「先進県」

「明治」と呼ばれる長い時代をたどってくるなかで神奈川県も徐々にその姿を変えてきた。その様相については『神奈川県史通史編4 近代・現代(1)』の総説「明治時代の地方政治と社会風土」であきらかにした。ここではその叙述を受けついで大正から昭和時代にかけての県下の社会と政治に関する変貌の跡を、大づかみながらあきらかにしておきたい。

大正政変・第一次護憲運動とその後の各地の中小商工業者を中心とする営業税等々の廃税運動は、近代日本に一つの節目をきざみながら、政治のうえに新しい「時代」を切り開きつつあった。横浜を中心とする政界、実業界もこの激しい変動の波に巻き込まれ、政友会系と横浜市政刷新派（立憲同志会系派）の競合・対立というこの地特有の政党のつばぜりあいの浮上によって県政界の空気もその様相を変えていた。

このような「時代」の流れのなかで、あらためて強調しなければならないのは、神奈川県が工業化という名のもとで「先進県」として大きくはばたきはじめていたことである。事実、川崎町とその周辺の多摩川の下流や鶴見川下流沿岸地帯を拠点として、京浜工業地帯は第二の発展期にはいっていた。浅野総一郎が埋立組合―鶴見埋築会社をもち、県の事業許可をえて田島村の大島海岸、鶴見川沿岸の埋立事業を行ったのは一九一三（大正二）年から一五年にかけてであり、「京浜の高炉」で名をと

どうかせた日本鋼管が稼動したのは一九一四年であった。この工業化の進展のかけには、その後、朝鮮人が労働者として県内に移住してさまざまな労働に従事し、工業化を推進していく支えとなっていた事実を見逃すことはできない。朴慶植編『在日朝鮮人問題資料集成第一巻』によると、その数は一九一七（大正六）年には二百十六名であったのが、二〇年末には五百四十四名、二四年には四千二十八名となり、なお増えつづけていた。また、京浜工業地帯には、沖繩県から移住してくる者も多かった。沖繩県の海外・県外移民は、親泊康永『窮乏日本の新興政策』も指摘しているが、「ソテツ地獄」の名が示すとおり同県の窮乏化のなかで一九二〇年代には、年平均七千七百九十名を数えていたのである。そのうち、神奈川県への移住は、大阪府に次いで多く、一九二五年夏現在、二千八百四十五名を数え、その多くが富士瓦斯紡績をはじめ、土木建築業の労務にたずさわっていたことがあきらかになっている（『沖繩県史』第七巻）。この沖繩県民の存在を抜きにしては、京浜地帯の工業化を語ることはできない。

ところで、この間、第一次世界大戦が勃発し、日本も参戦を決定した。一九一四年八月八日のことである。ときの首相大隈重信は、日本の参戦は日英同盟に基づく「義戦」であるとともに、中国における日本の権利を伸長するためであると説いた。また、この大戦を「大正時代の天佑」であると名づけたのは元老井上馨である。そこには、この大戦を利用して、東アジアにおける日本の利権を確立しようとする意図と護憲運動以来とみに高揚してきたデモクラシーや廃税等々の諸要求や運動をおさえて、これまでの経済不況を脱し、国論を統一しようとする意味がこめられていた。

しかし、大正デモクラシーと呼ばれる潮流や政治的雰囲気をかき消すことはできない。たしかに大戦下において、地方行政の場でも、「挙国一致」の力をあわせて国運の発展に努力をかたむけることが強調されていたが、この日本の「国益」涵養とともに、立憲政治というような用語が行政指導の基準にすえられるようになってきていた。この立憲政治を重視する立場は、

政党政派にたいする「厳正中立ノ態度」をとることの代替表現であるが、しかし、政党政派の進出と社会的混乱が広がるなかで、民力の向上をはかりながら、「町村自治ノ基礎」を確立し、地方自治体の発達をうながしていく鍵にもつながっていたのである（資料編 11近代・現代(1)三七・三四）。そこには、大正デモクラシーの時代の趨勢がそれとなく反映していることは否定できなく。

工業化と時代環境の変化を背景に、政友派と刷新派―横浜自治倶楽部は、横浜地域の拡大による選挙区条例改正とか、電気事業計画、道路整備計画等々争点となるものはことごとく政治問題にとりあげ、県会・横浜市会の内外で対立をふかめていた。その舞台も時代がくだるにしたがって横浜周辺から県下一円に広がっていく気配をみせていた。

政党・政派の対立が人目をひくようになったのは、工業化・都市化の進展のなかで商工業者に足をすえた刷新派と地主層の利害関係を重視し、既成秩序を保守する政友派との政治的差異が明確になってきたからでもある。と同時に、立憲政治を要求する世論において「官権・金権」政治への批判の風潮もまた高まっていた。しかし、その反面、明治後半期からめだちはじめた地域間の利害にからむ内紛等をめぐって、政党・政派の確執、それとくに選挙のさいにおける買収・饗応・情実からむ現象も渦を巻きはじめていたことも否定できないが、そうして、政治の世界はあきらかに移り変わりつつあった。

また、大正期にはいると、中小商工業者以下労働者・農民層たちの政治的・社会的進出もめだち、神奈川の諸地域のすみずみにまで変化をおよぼしていく気配があらわれていた。とりわけ、京浜工業地帯の工業化と都市化の急速な進行のもとで、明治から大正はじめにかけての経済不況を背景に改良主義の空氣が流れはじめていたのが目につく。そのかなめとして、一九一三（大正二）年六月に川崎町に友愛会川崎支部が誕生した事実をのみがすことはできない。

川崎支部は、友愛会のはじめての支部であり、当初、東京電気と日本蓄音器商会の工場労働者を中心にして会員百十余名を

擁っていた。そして、支部設立の三か月後には、前川崎町長石井泰助が支部長に就任し、その後、会員には町の在郷軍人分会長、小学校長、町内の有力者層が実質的に参加していた。友愛会の川崎支部は、たしかに労資協調を本位として出発したが、支部結成直後、日本蓄音器商会川崎工場での争議を手がけていた。この争議は、工場の全従業員に委任を受けた会長鈴木文治の個人的奔走により労働者側に有利なかたちで結着をつけた。この結果、友愛会の信用は高まり、新入会員が続出するなかで、支部は、医療部の無料診察など厚生事業の活動をつうじて広範な民衆に影響力をおよぼしていった。

神奈川県下における友愛会の活動は、翌年にはいと、程ヶ谷、横浜、横浜海員の三支部の設立をみて活発化していった。このなかで、とくに横浜海員支部は、浜田国太郎が中心となって創立したもので、のちの日本海員組合の前身となる。こうして、京浜工業地帯は、友愛会が労働組合としての性格をもち、第一次大戦後、大日本労働総同盟友愛会と名称を改め、さらに戦前日本の労働組合運動の主流をかたちづくった日本労働総同盟に成長していく足がかりの場となっていた。

このような「時代の趨勢」のなかで、一九一五（大正四）年八月から一九一九年四月まで県知事をつとめた有吉忠一は、その『回想録』（資料編 11近代・現代(1)三五）のなかで、「自分の地方長官としての心構へは、常に県民本位であり、県民のために公害を除き、県民のために公利を計り、管下の進歩繁栄」をつくりだすことを方針としていたと回想している。これは、川崎の民権家井田文三などが多摩川の改修をとりあげて以来、長年にわたる沿岸住民の強い念願を受けられて、有吉知事が河川法の施行区域外に里道を設けることを許可し、そのために内閣の譴責処分を受けたときの考えであった。有吉知事は、一説によると「上の人を恐れない」「万人の幸福のため」という信念の持ち主であったらしい。「多摩川堤防問題」は県行政担当者「県民主義」の立場からの行政を推進していかなければ効果あげえない事情の一端をものがたっている。

しかし、政治機能とか行政作用が時代の流れや社会の動きに適応しなくなり行詰りをみせていくとき、往々にして激しい社

会変動を呼びおこしていく。第一次大戦期の後半には、そういう徴候があらわれ、大戦景気のなかで未曾有の経済成長をみせた日本の経済は「成金天下」を出現し、各地で労働力の不足をもたらす一方、米価をはじめとする諸物価の高騰をまねき、中産階級以下の民衆は生活難にあえぎはじめていた。こうした事態にたいして、ときの寺内正毅内閣の米価調節、暴利取締りなどについての政策はまさに無為無策というべきであった。一九一八年の夏、青森・岩手・秋田・栃木・沖繩の五県をのぞいて一道三府三十八県で三十八市、百五十三町、百七十七村にわたってひきおこされた米騒動は、民衆がみずからの手で生存権を要求し、生活危機を打開しようとした近代史上最大の規模の民衆蜂起である。

神奈川県下の米騒動の実情は、横浜市の場合、八月十五日夜、約三千名（一説によると二千名）の群衆が二度にわたって横浜公園に召集したが、この日は拘引者をだしたので解散し、翌十六日夜、横浜公園に集合した群衆が十七日午前三時ごろまで、伊勢佐木町を中心に商店、民家に投石したり交番を破壊し、十七日も吉田橋から伊勢佐木町大通りを経て足曳通りから長島橋にいたる区域で群衆が不穏な行動にでた程度で、ここで多少の不穏な形勢を残しながらも、この日の騒動をもっていちおう終わりを告げていた。その他の地域では、横須賀市において八月十五、十六日に諏訪公園内で民衆が集会をもったが、暴動にまでいたらなかった。また橋樹郡保土ヶ谷町では十六日株式会社保土ヶ谷曹達工場のばい煙公害問題とのかねあいで、群衆が同会社に押しかけ工場の一部に火を放ち、暴動状態を呈していた。このほか騒動までにはいたらないけれども不穏な動きをみせていた地域としては、橋樹郡御幸村南河原の日本製鋼会社、足柄下郡小田原町などをあげることができるであろう。

神奈川県下の騒動の実情は、騒動が全般的に激化した東海道、山陽道の地域のなかでは平穏な部類に属していた。というの
は、第一に県当局が県令第六六号で「十人以上連行、または集合、佇立する」ことを禁じ、違反者は拘留または科料に処する
取締りの措置をこうじていたからである。しかも有吉知事の「県政回想」にもあるように、小田原の閑院宮別邸に泥棒がはい

り、そのため県下全域にわたって大がかりな捜査を行い、事実上警戒体制をとって、そのために「米よこせ」のビラやチラシを発見し不穏な動きを事前に防止することができたのが騒動を抑制しえたひとつの要因になっていよう。第二には、有吉知事が不穏な情勢をとらえて外米を大量移入して騒動に先手を打ったことが大きくものをいっていたようである。

米騒動後、日本ではじめての政党内閣である原敬政友会内閣が誕生した。と同時に、米騒動を契機として第一次大戦後には「争議の時代」「民衆の組織化」と呼ばれる社会風潮がうねりをみせはじめていた。横浜・川崎の都市、工場地帯での労働運動とか、政治的自由獲得運動も盛り上がりをみせ、そのため政治の衝に立ってみると、「危険思想が充滿シテ不穏ノ状態」にあると判断せざるをえない世相が広がっていた。

このような社会情勢のもとで第一次大戦後の「戦後経営」は、行政内容の多様化、複雑化とともに、「政治的牧民官」的な行政の域を脱して「社会政策」的視点を加味していかざるをえなくなっていた。また一方では、一九二〇年の恐慌により町村財政は決定的な打撃をこうむりその救済問題が大きな課題となっていた。地域の指導者が「郷党の中心」となり「地方の進歩」をうながすことを要請されるようになるのもこのころである。こうしたなかで、県知事井上孝哉が訓示しているように、「国体ノ精華」「立国ノ本義」というような伝統的観念にくわえて、「時運ノ趨勢」とか「憲政有終ノ美」を実現するように「責任観念」「自治観念」を強調し、大正デモクラシーの社会風潮に順応する観点をとりいれざるをえなくなっていた。有吉県政から井上県政の時代にかけては、大正デモクラシーの時代の影響を反映しながら労資協調とか貧困者の福祉問題を取りあげるようになってきていた。たとえば横浜匡済館、川崎匡済館の設立の援助とか、公衆浴場、授産所、託児所の設置などはそのあらわれである。

また、県では、県内に水平運動の影響があらわれるころ、被差別部落の人びとを対象とする融和団体を設立した。一九二四

(大正十三)年の夏、円覚寺の塔頭黄梅院の住職で県社会課嘱託でもあった中村無外を中心につくられた青和会がそれである。「社会連帯の人類愛」を基調にすえた青和会は、青年を中心に社会啓蒙を行おうとした(藤野豊「地方融和団体の理論と運動―神奈川県青和会の検討」『部落問題年報』二二)。デモクラシーの流れのなかの行政作用の一つのあらわれである。

二 関東大震災・昭和恐慌下の県民と県政

一九二三(大正十二)年九月一日、関東地方の南部を大地震が襲った。この大地震は、日本の政治・経済の心臓部ともいべき東京・横浜を壊滅状態におとし入れ、政治・行政のあらゆる分野が麻痺状態におちいった。また、その未曾有の災害は自然現象にとどまらず、人災の感すらあり、しかもこの災害ショックによって社会は混乱の渦に巻き込まれた。そして、罹災者をさらに混乱のなかにおとし入れたのは、横浜・川崎の一部にとんだ社会主義者、朝鮮人、一時釈放された囚人の襲撃の流言であった。この件について警視庁警保局長が全国に「不逞朝鮮人取締」りを打電し、翌九月三日には関係地域の郡市町村に通告がおろされ、「不逞朝鮮人」が暴行をくわえるだけでなく井戸水などに毒薬を投げこむ事実もあるから、「伍人組」などを活動せしめて自衛の道をこうずるよう指令していたほどである。こうして各地に自警団が組織され町や村の要所を固め、その任には消防組、在郷軍人分会、青年団などがあつた。この自警団は、民衆の極度の恐怖心に基づいてつくられたものであるとはいえ、その暴虐さは歯止めを欠き、「朝鮮人虐殺騒ぎ」をおこしていった。もちろんなかには迫害されている朝鮮人を保護したり救護した良識ある民衆もすくなくからずいた(西坂勝人『神奈川県下の大震災火災と警察』)。しかしこのような動きは、殺害事件に対抗する秩序をつくりだすまでにはいたらなかった。

災害と社会混乱のなかで九月三日、神奈川県に戒厳令が施行された。戒厳令は一種の臨戦態勢のもとで外患、内乱にさいして適用されるのであって、地方行政事務、司法事業も軍事に關係のあるかぎり、いっさいの権限が現地の司令官の手にゆだねられ、糧食分配のさいの秩序紊乱びん、不穩破廉恥行為を注意するとともに、「不逞団体蜂起」の誇大流言を戒しめていた。各戒厳地区指揮官は、それぞれの地区内で「治安維持ヲ担任シ地方官憲ト協力シテ罹災民ノ救恤保護」につとめることを任務とし、地方行政のあらゆる分野にわたり、すべての社会關係を規制していた。

震災という異常事態を乗り越えていくためには、災害対策とともに復興運動を進めていかなければならない。九月十三日の三浦郡町村長会議は、震災救護運動の先駆的なとりくみであった。震災が県財政から町村財政にあたえた打撃は絶望的であり、県下の町村長会をはじめとする震災救護運動は十月にはいると活発をきわめ、徴収不能な町村税の欠損分・小学校費・土木費などの地方公共団体の経費に属する施設復旧費の国庫負担を要求し、国税・県税を免税にしようとしていた。また、神奈川県民を網羅しての神奈川県復興促進会をはじめ、横浜復興会を先がけとしてさまざまな復興会が組織されていた。

震災から二か月半たった十一月中旬、戒厳令が解除され、そのころ「国民精神作興ニ関スル詔書」が發布された。この詔書は国民に「浮華放縱」の気風、「危険思想」を断ち切り、国力の振興をはかるために精神をひきしめるべきであるという趣旨のものであった。

大正末年から昭和恐慌期にかけての思想善導運動は、すべて「国民精神作興ニ関スル詔書」の線上に沿って進められ、地方行政の場では「綱紀ノ肅正」「質実剛健」「節約貯蓄ノ奨励」というかたちをとって推し進められていく。ところが、大正末期から昭和初年にかけて、町村財政のいちじるしい悪化と諸産業の衰退―慢性的不況にくわえて、経済状態は悪化し、震災手形のこげつきなどでついに金融恐慌の波のなかに巻き込まれて、民力は極度に疲弊していく。こうしたなかで、郡役所が廃止さ

れ、神奈川県町村長会は「自治能力ノ充実」「自治権ノ拡張」をどうはかっていくかを最大の課題として掲げていた。しかし県民の担税力の低下により、震災の打撃とともに地方財源は枯渇しきっていったのである。

ところで、この金融恐慌から昭和の大恐慌の局面にかけて、経済的・財政的危機は極度に進行した。その最中、県知事山県治郎は、難局を打開するために「質実剛健」と「勤儉力行」の風を底辺から培養すべきことを強調していた。それは浜口民政党内閣の「財政緊縮」「産業合理化」「金解禁」の政策によるものであるが、ここから教化総動員運動と公私経済緊縮運動が大々的にくりひろげられていく。恐慌の過程でのこのようなキャンペーンは、町村長会の運動とともに脆弱な地方自治体を媒介として社会の再編成―「革新」的要素をにじみだしながら国家を直接に支えていくという制度化をうながしていく契機となつてきた。

当時、一九三〇（昭和五）年現在の県下の失業者数は約一万八千人で、全国で第三位であつたという。この数字は、おそらく内務省社会局の失業者推定数約三十一万五千人の数値の一環で、当時この数値が批判され実際には約十倍と推定されていただけに、実際の数はぐんと高くなる。そして、農村では、恐慌による繭価の大暴落で、県下の全農家の四〇パーセントを占める約三万戸の養蚕農家は現金収入の道を断たれ、農家の負債総額は、約六千五百万円に達し、これを農家一戸当たり手直しすると八百三十五円という額にのぼっていた。この数値は、関東地方でみると茨城・群馬のそれよりもはるかに高い。

このような実情にあつたからこそ、一九三二（昭和七）年のあの五・一五事件は「一の社会問題」のあらわれであり、事件のよつて立つ理由は奥ぶかいところにあつた（『木戸幸一日記』上）。その後、この荒廃し悲惨な状態にある農村救済が大きな課題となつた。五・一五事件で政権を担当した齋藤実内閣の農相後藤文夫は、この年の十月、農山漁村経済更生運動を打ち出した。この運動の目的は、農山漁村の病弊の現状に照らして、「其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ図リ以テ民心ノ安定ヲ策シ進シ

デ農山漁村ノ更生ニ努ムル」という点に置いていた。

その計画の具体的内容は、農山漁民の自覚をうながし、「隣保共助共同融和ノ精神」と「自奮更生ノ熱意」をもって農山漁村の経済の整備改善を、それぞれの地域の特殊事情を考慮して、具体化することにあつた。そのために、県から市町村にかけて、更生計画をたて、運動を指導する機関としてそれぞれ更生委員会が設置され、経済更生、市町村財政の再建、公私生活の改善という内容にくわえて、産業全般にわたる組織的統制計画に関する調査立案、更生運動指導者講習会の開催等々、国民のあらゆる階層に自主的に運動にたずさわることを喚起していた。県下の更生指定町村は、一九三二年から六か年間に九十三町村にのぼっていた。農山漁村経済更生運動は、もう一つ大きく国民更生運動としての性格をおびながら、中国東北部（満州）への膨脹と国内改造運動の視座で、「愛国的熱情ト信念」を県民にかきたて、統制経済と国民統合を強め、結果として戦時体制を整えていく方向をたどっていた。

三 戦時から敗戦にかけての神奈川

一九三七（昭和十二）年七月に勃発した日中戦争は戦時体制への移行を推し進めていくきっかけとなっていた。ときの首相近衛文麿が目指していた「国内相剋の解消」という課題も、戦争によってかたがついていった。そして、日中戦争が本格的な戦争として意識され、「祝出征」ののぼりがめだち戦時風景が出現するにおよんで、この年九月には国民精神総動員運動が開始されていた。「国体観念ノ明徴日本精神ノ昂揚」を強調して社会のなかに徹底していくこの運動は、県下においては大船、茅ヶ崎、平塚、小田原の東海道沿線にかけての兵器産業を中心とする湘南工業地帯の形成とあいまって、経済から社会の域に

かけて戦争体制を固めていく運動のきっかけとなっていた。

さらに、翌三八年三月には、戦時統制法規の集大成ともいえるべき国家総動員法と電力管理法が日の目をみて、戦争体制の根幹がつくられた。国家総動員法は、労務、物資、資金、物価諸施設などの経済部門、情報伝達、国民生活のあらゆる面を、政府の統制下におく、いわゆる「戦時動員」であった。この総動員法については、反対の空気も流れるなかで近衛首相は、今回の戦争には直接これをもちいないと言明していたが、はやくも夏には総動員法に基づき労働力への統制が打ち出され、急速に経済統制から物資動員計画がねりあげられていった。

軍需優先主義に立つ経済統制の強化は、とうぜんのことながら、民需にしわ寄せをもたらし、なかんずく非軍需的中小企業を苦境におとし入れており、すでに一九三八年には転失業問題が話題になっていた。統制の強化は、また、国民の諸活動の自由を奪うものであり、不安を醸成していく。それだけに、地域からの体制固めが必要となる。中郡秦野経済報国会の「会則草案」は、すでに「八紘一字」や「挙国一致」の呼びかけのもとで、消費節約、貯蓄奨励、生活改善運動とか、隣組制度とあいまって戦争の国策に、どう協力しようとしていたか、その傾向の一面を伝えている。

ところで、戦争遂行の政治革新の担い手として、一九四〇年当時、新体制運動の中心の担い手であった近衛が再び組閣するにおよんで、「大東亜新秩序の建設」のために「国防国家」の建設とあいまって国内の態勢刷新が問題となり、「強力な新政治体制の確立」が国策として定められた。この国内における新体制運動は、日本の南方進出政策とあいまって急速に進み、その結果として大政翼賛会が発足した。一九四〇年十月のことである。「大政翼賛の臣道実践」を旗印として掲げるこの組織は、ドイツのナチスばりに「一国一党」論に基づいており、中央から県、市町村にかけてのさまざまな指導者層を会に組みいれて、「国民家族会議」と称し、地方の隅々すみまで戦争遂行のための上意下達のパイプを強化し、その「組織細胞の末端」に

まで「愛国の赤誠」をみなぎらそうとするものであった。

大政翼賛会は、政権が近衛から東条英機に受けつがれ、一九四一年十二月に太平洋戦争に突入するにおよんで、まったく上から下への官僚統制の組織と化していった。東条内閣は、思想統制を強め、戦争批判の声を封じ込みながら、大政翼賛会のもとに産業、商業、農業、あるいは言論、文学などのあらゆる報国組織を統合し、戦争遂行のために国民を縛りつけていった。たとえば、経済面では、大政翼賛会神奈川支部と県農会、その他の関係団体とが提携して食糧増産の組織運動をくりひろげているし、文化面では「県下伝承芸術ノ振起活用」を、戦争に不可欠なものとして、翼賛運動に組み込んでいた。

県下における翼賛活動のその後の状況については、一九四二年の「総員戦闘配置」を強調する局面にはいると、「空襲は必ず」「疎開を行ふ地域」「疎開も戦闘配置の一つ」という、いわゆる防衛策も加味されてきた。そして、戦局が日増しに不利になるにしたがって、一九四三年には、県民にたいして「自省自奮一意決戦生活」の覚悟が強調されていた。こうしたなかでこの年から翌四四年にかけて、ガダルカナル島からの撤退、アッツ島玉砕、サイパン島からの米機の空襲がはじまる時点で、「大東亜共栄圏」の構想も地におち、戦争経済もゆきづまり、国内の戦争体制も自壊していく道をたどっていった。敗戦への坂道を転がり落ちていく実情を示すものである。この間、都市部の横浜、川崎、平塚などの諸都市では、はげしい空襲を受け、多くの人命を失い、施設を破壊された。

一九四五（昭和二十）年八月十五日、この日は、ポツダム宣言を受諾し、日本が「無条件降伏」という敗戦を迎えた日である。国民の多くは、これまでの日本の劣勢な戦闘能力の実態も知らされていなかったし、降伏のいきさつについても、まったくつんばさじきにおかれていた。支配層は「国体護持」に望みがもてるかどうか、敗戦の混乱によって革命がひきおこされるのではないかと、もっぱらその点をいたく恐れ、神経をそばだてていたが、国民は、敗戦によって大きな衝撃を受け、

「玉音を拝して感泣鳴咽」という心理状態におちいっていた。

たしかに、敗戦は国民にとってみれば「感泣鳴咽」という感情が一般に支配していたが、もちろん神奈川県民のなかには、当時のいろいろな回想録や手記、あるいは日記等を読んでもみると、安堵の胸をなでおろした人、将来に不安とおののきを抱く人、徹底抗戦を決意する人などさまざまな反応があらわれていた。こうしたなかで、明治・大正・昭和の風雪のなかを村の指導者として生き抜いてきた相沢菊太郎（相模原市元橋本）は敗戦に直面して、支配層は「下民ニ重圧ヲ加ヘツ、協賛ノ任」をつくせといいながら、その実は、「組織ハ密ニテ動ケサル様ニテ働ケ」と強制に終わり、結局は「忠臣皆無」ではなかったかと、ユニークなとらえかたをしていた（資料編 12 近代・現代(2)相沢菊太郎日記）。

ところで、神奈川は、「二億玉碎」の抗戦から降伏へという転換のなかで、連合国軍進駐の計画を無事故で実現し、軍隊と国民に敗北を納得させ、あわせて「国体護持」をいかにしかつていくかという敗戦処理にあたる東久邇宮稔彦内閣の役割を担う主要な舞台になった。実際、八月二十一日、後藤真三男内政部長らは内務省に呼ばれ、連合軍の進駐を神奈川県でくいとめるよう途方もない命令を押しつけられていた。そのときには、三浦半島に占領軍を釘づけにすべきであるという主張もあらわれていた（西田喜七「敗戦と神奈川の涉外行政をめぐって」『神奈川県史研究』二八号）。結局この会議に出席していた外務、陸軍、海軍、鉄道各省の代表らは、中央では進駐の要領も予想できないとの判断で、鈴木九萬公使らを横浜に派遣して県と各省代表とで終戦連絡委員会横浜事務局をつくり、県が仕事をまかせられるかっこうになった。とうぜんのことながら、県庁や横浜市役所は蜂の巣をつついたように大騒ぎになったという。そうしたなかで、神奈川県は、マッカーサー司令官以下の連合国軍の受入れ態勢をととのえる命令を受け、物資も労力も不足がちななかで、県と横浜市の職員は、懸命になって深夜作業で進駐受入れの設営、調達にあたったというエピソードもある。マッカーサーら本隊は、八月二十八日、テンチ大佐の率いる先遣

隊、アイケルバーガー中將らにひきつづき、三十日に厚木飛行場に降りた。すでに、抗戦継続を叫んでいた厚木航空隊の将兵も、進駐をまえに徹底抗戦を断念し、進駐は、「流血の惨」をみることなく完了した。この間、県は、政府の命令を実行に移すために、横浜税関を連合国軍総司令部にあてることを決定してホテル・ニュージーランド、生糸検査所附近あたりで進駐をくいじめようという設営計画をたてていた。もちろん、進駐軍の宿舍も、おまけに慰安設備もとのえられた。しかし、ことは思惑どおりにはいかなかった。マッカーサーは、ホテル・ニュージーランドにはいった。そして、連合国軍と円滑に折衝する機関として設けられた終戦連絡委員会横浜事務局と横須賀終戦連絡委員会が連合国軍の進駐にともなう折衝と事務処理にあたることになった。

四 占領と復興と民主化の道

当初、連合国軍は、きびしい軍事占領の線に沿って、天皇を連合国最高司令官のもとにおき、軍政を全面的に施行していくかまえをとっていた。が、一九四五（昭和二十）年八月末、米政府からマッカーサーに通達してきた「降伏後におけるアメリカの初期対日政策」によって、日本の占領管理は、アメリカの政策が優先することをあきらかにしながら、日本政府をつうじて占領管理を行っていくという間接統治の方式をとることが確定した。しかし、占領軍の接收は徹底をきわめ、横浜の場合をみると、官庁、銀行、大手の商社などが密集する関内一帯はもちろんのこと、盛り場の中心地伊勢佐木町には飛行場がつくれるなど市の主要地帯の大部分は接收されたのである。横浜市の土地の接收総面積は、約八百二十ヘクタールで、計算してみると、日本全土の接收地域の約六三割にあたった。

占領下でなんといっても重要な行政上の課題は、占領軍と住民との無用な摩擦を避け、廃虚のなから復興をいかにやっていくべきか、ということにかかっていた。このへんのいきさつは、敗戦の年、知事藤原孝夫が県下市町村長懇談会において行った訓示要綱のなかにとらえることができる。そこでの大きな眼目は「国民生活ノ安定」をいかにやっていくかという点とであり、そのために食糧と生活必需物資をどう確保していくか、悪性インフレーションをどのように防止するかという問題が大部分をなしていた（資料編 12 近代・現代(2) 106）。

たしかに、敗戦後の食糧難とインフレーションにかかわる深刻な社会状態のなかで、県下の民主団体協議会はその対策の一環として、「物価値上反対闘争の全果的な展開」をはじめ、運賃・通信料値上反対、電気・瓦斯税、市電値上反対闘争、食糧獲得運動を掲げてその運動をくりひろげていた。たとえば神奈川民協という団体の運動報告をみると、ここでは戦後の社会問題をすくいあげて「運動の地方協力への闘争」「労働組合を中核」とする「労農市民の闘争」「民主戦線の統一」を実現しようとしている運動の側面を読みとることができる。ここに、労働・経済・社会の諸問題と運動との結びつきを介した新たな社会状態を生みだしている状況を確認することができよう。また、戦後の社会状態を示す軸は、さまざまな勤務場所で多様なかたちであらわれてくる労働問題や、農村問題に求めることができる。

敗戦後、労働組合が個々に復活したり、生みだされ、さらに革新政党が旗上げをするなかで、労働組合の全国組織もあらわれた。四六年八月には、日本労働組合総同盟（総同盟）と全日本産業別労働組合会議（産別会議）の二つの連合体がスタートを切った。当時、総同盟には千六百六十九組合、約八十五万五千人が参加し、産別会議は、産業別の二十一組合、約百六十三万の労働者を結集した。このような動きのなかで、神奈川の労働戦線は、総同盟も活発であったが、がいして産別会議の影響力が大きかった。産別会議の結成の発端は、敗戦の年の暮、日本鋼管鶴見造船所労働組合以下九つの組合の呼びかけで集まった

神奈川県下二十一組合の代表七十人からなる神奈川県工場代表者会議によっていた。しかも、年をこえて一月には、全関東百三十七工場の代表者によって、関東工代会議が開かれ、そこで勤労所得税の撤廃、生産増大を目指す労働組合による経営管理―生産管理、社会・共産両党の共同闘争を要請するなど、全体で十二項目を討議した。そして、県下では一九四六年秋、産別会議の十月闘争のもとで、政治的性格をおびた長期かつ長時間ストライキをもって、国鉄・海員の人員整理反対闘争を中心に、いわゆる「労働攻勢」「防衛闘争」がくりひろげられた。

敗戦後の労働運動は、「経済生活上」のための賃上げを中心に展開されてきた。もっとも、十月闘争のなかで「労働問題はたんなる経済問題」ではなく「政治闘争」であるという談話が発表される一方、産業復興闘争の性格ももっていた事実も否定できない。そして、もう一面では、一九四六年の終わりから総同盟と産別会議は、ともに、生活危機突破の共同闘争を盛り上げていったが、すでにこの時期では、労働組合育成に力を貸していた連合国総司令部のコーエン労働課長も、労働組合が「強大な力を發揮」するときは、そこに「責任」がつきまとうとか、「増産をはばむストライキ」は極力避けなければならぬと、警告を発するようになっていた。コーエン発言の背景には、労働組合運動にたいする占領政策の転換がすでに台頭していたことを意味している。この傾向は、翌四七年の「二・一スト」にたいするマッカーサーのスト中止指令でますますあきらかになっていった。この「二・一スト」を境に、参加組合の自主性を尊重する連絡協議機関として全国労働組合連絡協議会が総同盟、産別会議、日労会議、農民団体によって設けられていった。

たしかに「二・一スト」後、労働戦線は、関連産業との共同闘争を組むかたちであらわれ、労働争議もその件数が多くなっていった。東神奈川県電闘争を中心に、賃金問題、企業整備反対の動きが活発になっていった。

このような占領下の社会状態を背景に神奈川は、占領軍との涉外関係で政府からとくに重視されていた。一九四六年一月、

県知事に、内務官僚出ではなく、フランス大使参事、アルゼンチン公使、仏印大使府サイゴン支部長を歴任した外務畑の元外交官の内山岩太郎が起用されたのは、そのためである。内山知事は「涉外名知事」と呼ばれるほど、占領軍との折衝で敏腕を振い、知事公選後も知事をつとめ、津田文吾知事にバトンを渡すまで二十一年間在任し、県財政の建直し、県民のための食糧買付け、水資源の確保など、数かずの仕事をこなしてきた。

ところで、占領下の戦後改革の一環として憲法の改正が論議され、実施のはこびになっていくにつれ、長年にわたり明治憲法体制下で「国家の基礎」として位置づけられ、内務省に統轄されてきた府県制、市制、町村制も抜本的な改正を行わなければならなくなった。地方自治法をはじめ地方制度関係改正法令が施行される前夜、日本国憲法とともに地方制度改正に関する理解の普及、啓発のための宣伝が強調されていくのも、実は、地方自治体の首長の公選、首長・議長の選挙権、被選挙権の拡張、地方自治への住民の参加など直接民主主義制度のルールが導入されていただけに、まさに地方行政の場では、その機構と運用とともにコペルニクスの転換をはからなければならなかったからである。

地方行政改革の大本ともいえるべき地方自治法による地方公共団体の運用は、どのように受けとめられていたであろうか。地方自治の運営は、その財政的基盤の脆弱性と、長年にわたる「官尊民卑」のもとで慣らされてきたいわゆる官僚機構に「依らしむる」風習も影響してか、がいて住民は「無力」であり、地方自治の実はあがっていないとみなされていた。が、そうしたなかでも、観念的には被調査者の四分の三以上の人が、地方行政の運用は「一部のものに委さず自分達の手で治めるのが良い」と評価するようになってきている。

総 説
けれども、改正地方制度に問題がないわけではなかった。そのもつとも大きな争点は、自治体警察の設置と廃止にあらわれていたが、廃止の運命をたどらざるをえなかったのは、国家警察と自治体警察との連絡調整の困難さ、自治体警察の装備能力

の貧弱性や、管理面での限界が要因となっていたが、なんといっても、町村財政の危機が深刻化していたからである。

ついで、市町村レベルで行政改革の実状をみていくとき、地方自治法に基づく地方公共団体の行政の編成替え以上に実質的な重みをもっていたのは、町内会・部落会の「自治的活動」を実質的にはかる方向を模索しながら、町村行政の地方財源の拡充、財政の自主性の強化をめぐる制度の民主化と財政の貧困さとの間の落差をどううめるかということであった。

ところで、占領下の戦後改革のなかで都市復興は、農地改革、「農村の食糧増産」とともに経済復興の基礎であると考えられ、「平和日本」再建の土台をつくりかえる作業とみなされていた。そのうえでポツダム宣言の「民主化」「非軍事化」を楯とするその線に沿って矢つぎばやに打ちだされてくる戦後改革が、地域にどのように具体化されたその改革をどう受けとめていたかをみると、政治犯の即時釈放、思想警察・弾圧法規の廃止、言論報道の自由の指令、国家主義イデオロギーにまつわる諸行事・慣行の廃止とその修正、緩和の動きなど、意外に地域に受けいれられていた。

敗戦にともなう戦後改革の波のなかで、県民の生活や地域にかかわりのある場で、占領下の民主化政策の流れと影響をみてきたとき、そこには、日本国憲法にたいする理解や関心が徐々にふかまりをみせていくことと関連して、制度としての民主主義が社会に受けいれられていった。その傾向が、よしんば、ただちに民主主義の風土化を意味するものでないとしても、初期占領政策は、地域と県・市町村の民主化という新しい変動をうながしていくきっかけになっていた（白根雄偉「神奈川県政の改革に携わって」『神奈川県史研究』四七号）。

しかし、制度としての民主主義は、その反面、占領政策の軸が憲法体系の方向から、漸次、日米安全保障条約を締結する線に移行していく過程で、県民や地域にたいして初期占領政策の「民主化」と「非軍事化」の理念にたいする文字どおりのリアクションが作用し、安保体制からの内政面にたいする規制が強まってきた。そうになると、民主化という名のもとで種々の社会

問題が発生し、同時に、いわゆる戦後体制の内側において、逆説的な意味で制度としての形式的色彩の強い民主主義を保守する動きと、民主化をたえず更新していく革新との対立関係が、時間の経過とともにますます深刻になってきた。

このような戦後社会の状況の移り変わりのなかで争点の一つになってきたのは、占領にともなう基地がかもしだし社会に投げかけてきた波紋であり、いま一つは、京浜工業地帯を中心にして年ごとに大きくなってきた公害問題である。神奈川県下で戦後三十年にわたる社会状態史を構成するとなると、この二つの問題はおとすことはできない。

基地問題については、一九五五（昭和三十）年に神奈川県平和評議会の広田重道が「基地神奈川県の実情」という報告のなかで、県下には、「軍事基地の親分と言われている横須賀米海軍基地を始めとして大小とりまぜ約一三〇ヶ所の軍事基地とその付属施設」があり、その数は全国の総数約七百の一九^五弱にあたり、しかも、基地拡張が進められている神奈川県は「文字どおり軍事基地県」であると述べていた。基地の主なもの、厚木基地の約五百十ヘクタールをはじめ、座間キャンプ、横須賀海軍基地、相模原などであり、特徴的なのは県庁所在地の横浜市が、港湾施設以下都市の中心部、建物、公園、学校にいたるまで接收されていて、他府県にまして深刻な状況におかれていた。それだけにこの間、一方では米軍の基地接收の拡張、それに日本の自衛隊の割り込みによる再接収の動きもあらわれてくるなかで、基地返還の運動があちこちで組織された。その共通の訴えは「基地による苦悩」からの解放である。そのため、すでに一九五五年はじめには、県下基地対策懇談会がもたれていた。基地問題は、もちろん軍事関係としてだけで争点になるのではなくして、騒音に代表されるような公害、教育、福祉等、社会生活にかかわる鍵になっている。その深刻な実情は現在でも消え去っていない。

ところで、もう一つ、工業化・都市化の進行する過程で、大きな問題となってふりかかってきたのは、いうまでもなく公害である。公害は、「パブリック・ニューサンス」の訳語であり、工業化と交通網の発達によって生じる大気汚染、河川の汚濁、

騒音、振動などが、住民に害毒を流す状態をさして使用されている。県下の公害は、ヨコハマゼンソクの実態、産業公害による農作物被害、などによってもあきらかなように、すでに、一九五〇年代の前半から問題になりつつあった。公害をもたらしているその被害実情の深刻さと、公害に抗する請願・陳情がふえるなかで、県当局も公害防止対策に積極的に対処してきた。内山知事の後をうけた津田文吾の知事時代の後半には、県内の自然保護対策とあわせてかなりのメリットをあげてきた。当時、それは、生態的危機に瀕する社会状態の一つの回復を指示する意味をおびていた。

このような県政の方向づけは、工業化の新しい局面で県民の福利に根ざす地域社会の改革のその後のあり方を示しているといえよう。